

Title	武藤栄次郎著 会計法規通論
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.8 (1915. 8) ,p.955(123)- 957(125)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150801-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に反響を及ぼしたるが如くなりしが、彼等平生の聲言に副はざることの甚だしかりしは、論を俟たず。而して開戦後に於ては、社會主義者は全く聲を収めて、何等非戦熱を鼓吹するに勉めざるのみならず、同主義者にして劍を把つて、同胞人類の殺傷に従ふ者あるに至つては、言論行動共に矛盾を極むるものと云はざるを得ず。斯の如くして彼等は、戦後に於て、如何にして彼等の言論に對する世間の信用を繋がんとするか、抑も亦斯る彼等の行動は能く國民の感情と調和して、戦後に社會主義の運動を盛ならしむるの所以なるか、或は戦争に於て斯く態度を曖昧にしたる社會主義者は講和問題の起れる際に捲土重來の勢を以て、運動を試みんとするものなるか、是等の諸問題は今日識者の一考を煩はす所たるを失はず。

本書の著者「ハムプリー」氏の如何なる人なるや、之を明にする能はず。唯氏が最近兩三年間

に公開したる「勞働代表の歴史」ロバート、アツブルガス傳記」の兩書に據るときは、氏が社會主義又は勞働運動等の問題に就て見識を備ふることを知るを得べし。本書は前記諸種の疑惑を解かんとしたるものにして、序論結論の外に十七章を設け、内七章に於て各國社會主義者團體の状況を叙し、進んで戦争と總同盟罷業との關係を論じ、第十一章以下第十七章に至る間に於て、各國社會主義者の戦争に對する意見を國別に依て記述し、第十八章に於て講和條件に對する社會主義の意嚮を論じたり。而して著者が以上の叙述を爲すや、新聞雜誌又は演説に依つて、社會主義代表者の意見を擧ぐるに勉め、偏私的論評は之を避けたるの趣あり。獨逸の社會主義者が開戦前に於ては、主義の命する所に據つて、非戦運動に従ひたるに拘はらず、開戦後態度を曖昧にするは、尙ほ祖國に對する感情に支配せらるゝものなること、戦後の講和條件と

して、侵略主義を排し、民族に依て國境を劃定するの希望を有すること英國の社會主義者が假令軍國主義の獨逸を倒すも、同一主義の露國勢力の勃興に掛念しつゝあることこの諸點は最も明瞭に論述せられたり。唯大陸諸國に於ける最近の状況を叙述するに就て「フオルウエルツ」の外、主として「マンチエスター、グアードアン」の「ニューステーツマン」等英國の資料に據れるは稍や物足らぬ感なきを得ずと雖も、開戦中の今日に於て已むを得ざる所とす可きか。(堀江)

武藤榮治郎著 『會計法規通論』

(大正四年七月東京實文館發行 函版六四七頁定價金貳圓五拾錢)

我帝國の歳入歳出に關する規定は形式上に於て頗る整頓せるの觀あり。例へば、憲法に於ては特に國家の會計に關する一章(第六章)を設け、租税並に公債、歳計豫算、豫算に據らざる緊急支出、會計の検査等に關して嚴重なる典範を定め、且

つ別に會計法、會計規則、物品會計規則、官有財産管理規則、金庫規則、會計検査院法等を制定して、國庫の收入支出に就きて綿密周到なる取扱規則を設け、財政の運用上遺漏なからしめんことを期せるが如し。然るに此等諸種會計法規の實際上の運用に就きて之を觀るに、法文の用語が一致せざる所あるが爲めに、往々にして財政に關する政府の責任に就きて疑義を生ずることあり。彼の豫備金支出の事後承諾並に所謂責任に關する問題は此等疑義中最も重要なものなりとす。

本書「會計法規通論」は此等の問題のみならず、總ての會計規定に關して明細なる解釋を試みたるものなり。本書は分ちて緒論、第一章總則、第二章豫算、第三章收入、第四章支出、第五章決算、第六章満期免除、第七章歳計剩餘定期繰越豫算外收入及び定額戻入、第八章政府の工事及び物件の賣買貸借、第九章出納官吏、第十章雜則、第十一章附則、並に結論として明治二十二年二月十一日の公布に係る會計法を系統的且つ逐條的に説明すると同時に、憲法の條款、會計規則の條文等を引用參照し彼是對照して、會計法規の精心を闡明するに務めたり。而して著者は現に會計検査院副検査官兼書記官として會計官吏の所置の適否を考案尋究するの職に在る者なるを以て、縱令其の説明断定等が多少時としては獨斷的傾向を帯べるの嫌なしと云ひ難しとするも、一言一句行政官的態度口吻

を脱したる殿正無私の断案忠言たるをばなし。

一二著者の所説を左に紹介せんか、著者は會計法規に廣狹二様の意義ありとし、廣義の會計法とは國家の經濟的活動に關する總ての法規を云ひ、狹義の會計法規とは國家の經濟的活動をして計劃あり、秩序あり系統ありしむる手續上の法規を謂ふものなりとせり。本書に於て論ずるは即ち此狹義の會計法規なりとす。次に著者は豫算を以て「天皇が帝國議會の協賛を経て定むる所の歳入歳出の見積表にして同時に天皇より政府に對して下したる會計上の訓令」と定義し(三三四頁)、進んで豫算は法律なりとの學說を駁して、憲法第六十七條の規定を根據とし豫算は形式上に於ても將た又實質上に於ても法律に非ずと断定せり。(四四頁)更に豫備金支出の事後承諾に就きて著者は政府が議會に之を求むるは責任解除の爲めに非ずして、議會の協賛権を確保する爲めなりとせり。政府は天皇に向つて責任を負ふものなるも、議會に對して責任を負はず、従つて豫備金支出に關して政府が議會の事後承諾を求む可きの規定を設けたるは議會をして其支出が當を得たるものなるか否やの意見を公示するの機會を與ふるに在りと。(一〇〇一—一〇二頁)次に今春帝國議會殊に貴族院に於て政府を大に辟易せしめたる所謂責任支出問題に關して、著者は責任支出賛成論者の説を駁して「所謂責任支出は憲法

正文の解釋としては許すべからざる不當のものなり」と断言せり。(一—四頁)責任支出の賛成論者は豫算無きの故を以て國家の急務を忽に付すること能はずと云へども、豫算に計上せざる特殊の費用を必要とせんか、豫備金の存するあり若し豫備にして不足を告げんか、憲法第七十條の規定に依り財政上緊急處分をなすことを得るなり。何を苦んでか責任支出を敢てして法律上根據なき處置を執るを要せんや。又曰く所謂責任支出は積年の慣習にして不文の憲法の如しと。然りと雖も、成文憲法の趣旨に反する慣習は之を認むるに由なく、違憲の行動は幾たび之を繰返すも依然として違憲たるなり。責任支出賛成論は又説を立て、曰く、豫備金は豫算の一款項なるが故に、之に超過したる支出も憲法第六十四條第二項(豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス)の範圍に屬すと著者は之に削いて曰く、右の條項及び憲法第六十九條(避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ)會計法第七條(豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ 第一豫備金 第二豫備金 第一豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足費ヲ補フモノトス 第二豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ用ニ充ツルモノトス)並に會計法第八條(豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ

年度經過後帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス)は相關聯せるものにして、憲法第七十四條第二項に定めたる事後承諾は前記憲法第六十九條及び會計法第七條第八條に於ける豫備金に關する規定上當然豫備費に局限せらるるものなれば憲法第六十四條第二項を以て責任支出を適法ならしむるものなりと断ずること得ずと論ぜり。(一一二四頁)

以上著者所論の一二を紹介せしが、吾人の見解は必ずしも著者の意見と全然一致せり云ふことを得ず。例へば豫算を以て天皇が政府に對して發する財政上の訓令なりとの著者の議論等に就きて多少意見の軒格なきにしも非ず。又、責任支出を以て不法なりと断言する前には法文の不備を指摘するの要あるが如く思はる。其他著者が餘りに會計検査院の權威を重大視せるの觀あるの憾あり。例へば著者は政府は會計検査院の検査報告に就き質問を發することを得るも、此報告に對して反駁を加ふるの權利を有せずと論ぜり。(六四六頁)又曰く、検査確定を経たる決算に過誤ありしを知らず、検査報告後之を發見するも、其誤謬を訂正することなし。此點に於て司法裁判所の確定判決に同じと。(六四七頁)吾人は我國の會計検査の内情に就きて議會に報告せらるるものを除きては殆んど何等知る所なし。されど、會計検査院が不當の收入若しくは不法の支出として指摘せるものに就きて云はゞ検査官の

報告は絶対に信を置くに足るものなる可し。然りと雖も、検査官が適法なりと認めし支出又は收入の中には時に誤算もある可く、又不當の收支もあるならんとは想像するに難からず而かも、著者の断定は検査官の審査が絶対的正確なりと認む可きものなりとの前提の上に立てるが如し。斯くの如き前提は果して穩當なりや。其他本書の讀者が以て瑕瑾と看做すものある可けれども、概して之を論ずれば、本書は時宜に適應する且つ研究的なる一好「モノグラフィ」にして、財政學者、法學者、立法者、操觚者に對して一頁參考書たるを失はざるなり。